

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|------------------------|-------|------------------------|----------------------------------|-----|--|------------------------|-------------------------------------|---|--|--------------|
| (1)社会参加の促進と高齢者の生きがいの創出 | | ①多様な生きがいの活動・社会参加活動への支援 | 「学びキャンパスせと」「大学コンソーシアムせと」による講座の充実 | A | 【学びキャンパスせと】 「自分が得意なことを教えたい」という熱意のある公募による市民講師が、「教える生きがい」をもって講座を企画・運営し、多彩で豊かな講座を提供した。 【大学コンソーシアムせと】 加盟大学の特色を活かした、大学教員による専門的な講座「カレッジ講座」を提供し、質の高い学習機会を提供した。 | 高齢者 | ・ITサポーターまちLINKS ・大学コンソーシアムせと加盟大学 | 「学びキャンパスせと」「大学コンソーシアムせと」が提供する生涯学習講座に、多くの高齢者が参加しており、高齢者の生涯学習の機会として十分な提供ができています。 「学びキャンパスせと」では、今後を見据えてオンライン講座を開催し、誰もが手軽に受講できるように魅力的な講座づくりを実施している。 | 今後も講座参加者、講師のアンケート結果等を参考にし、また、多様な主体と連携しながら市民ニーズに沿った魅力的な講座を計画し、高齢者の学びの場、活躍の場を広げていく。 | まちづくり協働課 |
| | | | 地区公民館・地域交流センターによる生涯学習事業の充実 | A | 地域における生涯学習を推進するため、地区公民館および地域交流センターが自ら企画、実施する生涯学習事業に対し、補助または委託を行った。 | 高齢者 | ・地区公民館 ・地域交流センター指定管理者(地域力向上組織) | 地区公民館および地域交流センターにおいて、多彩な生涯学習事業を自ら企画、実施することができている。高齢者の生涯学習に対する十分な機会を創出している。 | 今後も地区公民館および地域交流センターにおいて、多彩な生涯学習事業を自ら企画し、高齢者の学びの場を創出するとともに、地域課題の解決に寄与するよう実施していく。 | まちづくり協働課 |
| | | | 総合型地域スポーツクラブ活動事業の支援 | C | 地域住民を対象としたスポーツ教室を開催した。 高齢者向けの教室は、ミニテニス、カローリング、ノルディックウォーキング、スポーツ吹き矢等を実施した。 | 瀬戸市民 | ・自治会 ・小中学校 | 比較的安価な会費で様々な教室を開催しているため、一定の会員数を維持している。中でも、高齢者が全体の約75%を占めており、高齢者の健康づくりの機会を創出している。しかし、新規加入者が少なくこのようにして新規加入者を増やすかが課題である。 | 指導者を始めとする運営側の高齢化が顕著になっている。後継者の人材育成や確保が急務である。 | スポーツ課 |
| | | | 生涯スポーツ教室および大会の充実 | C | ディスクゴルフ大会は、毎年10月に開催している。40名前後の参加があり、小学生から高齢者までが楽しく参加している。 シニアスポーツ交流大会は、ミニテニスとカローリングの大会を開催している。シニアに限定していることが原因か、参加者が年々減少傾向にある。令和5年度からポッチャの交流会へ変更する。 | 中高年 | 瀬戸市スポーツ推進委員連絡協議会 | シニアスポーツ交流大会は、シニアに限定している関係か参加者が年々減少傾向にある。そこで令和5年度からは、スポーツ交流会として、子どもから高齢者、障がいのある方まで参加できる。ポッチャの交流会を開催する予定で準備している。ディスクゴルフ教室・大会は、誰でも気軽にできるスポーツとして、今後も高齢者の参加・定着を図る。 | 高齢者だけに限定したスポーツ交流会ではなく、すべての世代が参加でき高齢者と交流できるスポーツイベントを開催していきたい。 | スポーツ課 |
| | | | 老人福祉センターによる市民向け講座の充実 | B | 現役で活躍されている方を指導者として迎え、年間を通じて各種講座を開催した。好評な講座に加え、参加者からの要望を取り入れながら、学習機会の充実を図った。 | 高齢者 | 社会福祉協議会 | 令和3年度は8講座(延べ214人)、令和4年度は10講座(延べ253人)の参加がみられた。福祉保健センターの利用制限があるため、参加定員の設定が少ないこともあり、延べ人数の伸びは低くなったが、講座回数年2回にするなど工夫をすることができた。 | 前期高齢者の要望の把握や周知に努める。 老人福祉センターへの移動手段について検討する。 | 高齢者福祉課介護保険料係 |
| | | | 高齢者と保育園および小・中学校との交流事業の充実 | C | 公立保育園ごとに地域の高齢者との触れ合いの場を設けている。(保育課) 小・中学校毎に高齢者との交流を図っており、今後も事業の充実を図る。(学校教育課) | ・保育園児 ・児童生徒 ・高齢者 | ・各保育園 ・各小中学校 ・介護施設等 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせた。(保育課) 小中学校児童生徒が高齢者と交流を行うことで互いに価値を見出している。中学校生徒においては介護施設等での職場体験を通じて交流を行っている。一部の学校においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施を見合わせた。(学校教育課) | コロナ禍により実施ができなかったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止上の位置づけが5類感染症に見直されたことから、方法、内容、人数等を検討するとともに、園および地域の実情に応じた工夫をすることで高齢者との交流が継続できるよう取り組む。(保育課) 各小中学校で高齢者との交流を継続的に実施できている。今後も定期的に交流を深め地域との信頼をより強固なものにしていく。(学校教育課) | 保育課 学校教育課 |
| | | | 老人クラブ活動の支援 | C | 仲間とともに生きがいの持てる心豊かな人生を送ることができるよう、地域特性を踏まえた魅力あるプログラムづくりや広報活動など、老人クラブ活動の活性化に向けた取り組みを検討した。 | 高齢者 | ・老人クラブ ・社会福祉協議会 | 愛称を「瀬戸あいあいクラブ」とし活動を行ったが、新規加入者も少なく、会員全体としても減少傾向にある。地域によっては加入者の減少によって複数のクラブが統合されることが増え、団体数としても減少している。 | 事業も会員にとって負担が大きいものも多く、見直しが必要である。 | 高齢者福祉課地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|----------------------|-------|---------------|----------------|-----|--|---------------------------------|------------------------|--|---|-----------------|
| 1 住み慣れた環境で活躍できる社会の実現 | | | ボランティア活動等の支援 | B | 市民の自発的な公益活動を促進していくために、瀬戸まちの活動センターを設置し、相談、情報収集・提供、研修、交流事業、活動場所提供等を行った。 | ・高齢者 ・ボランティア団体 | ・瀬戸まちの活動センター | 瀬戸まちの活動センターの登録者数は、センターが稼働を始めた平成17年度の約4,000人から、当初の3倍超の約13,000人にまで増えたが、近年では10,000人を下回る状況となっており、担い手の確保が必要な状況である。市民活動団体の構成員の多くが高齢者で、市民活動が高齢者の活躍の場となっている。 | 構成員の世代交代が進まないことに悩んでいる市民活動団体が多い。また、地域課題が多様化・複雑化しており、地域特性を踏まえた課題の把握が不可欠となっている。瀬戸まちの活動センターでは、市民活動への市民の関心を高め、新たな担い手が増えるよう、各種事業を実施していく。また、アウトリーチ支援の強化により、地域課題や地域特性の把握に努めることで、団体がその専門性を発揮し、多様な主体との連携・協働により地域課題に応えていけるよう、支援していく。 | まちづくり協働課 |
| | | ②高齢者の就業の促進・支援 | シルバー人材センターとの連携 | A | 「自主・自立、協働・共助」の理念に基づき、シルバー人材センターを活力ある高齢者の地域活動拠点として位置づけ、健康で働く意欲のある高齢者の多様な就業ニーズに応じ、就業機会の確保・提供をはじめ、安全対策や会員数の拡大への取り組みを進めた。 | 高齢者 | シルバー人材センター | 令和元年度の登録者数(414人)と比較すると、会員増への各種取り組みにより令和3年度は519人、令和4年度は517人と会員登録が増加した。特に、令和4年度は、70歳以上の会員が全体の84.5%を占め、働く意欲のある高齢者の活躍が目立っている。また、請負・委任事業の配分金、派遣事業の賃金および有料職業紹介事業の賃金の合計額は5年連続で大幅な増額となり、多くの会員に就業機会の確保と提供を実現した。 | センターは、令和5年度からの会員の減少、「インボイス制度」施行後の請負・委任事業の発注減少や「フリーランス新法」に対する新契約方式への移行(令和6年度秋)対応など、外部要因に伴う多くの課題を抱えている。また、財政面では、公益社団法人として収支相償を守る健全経営を継続することが前提であり、自助努力にも限界があることから、令和6年度以降は必要に応じて国の補助額を上回る市の補助額交付を実施する。 今後は、センターが高齢者の地域活動拠点として、高齢者の生活の充実と地域社会への貢献を目指す事業展開と運営面での業務効率化などの改善に努めるよう指導する一方、公益社団法人としての存続を前提に、会員拡大やセンターとの新たな連携事業を協議、実施するなど、柔軟かつ効果的な運営支援を進める。 | 高齢者福祉課 保険料係 |
| | | | ハローワークとの連携 | A | 地元企業の瀬戸市・尾張旭市の地元優良企業を一堂に集め「就職フェア」を開催し、地域内の雇用の促進を図った。また、ハローワークからの求人情報を月4回、市役所1階の市政情報コーナーにて配布するとともに、庁内関係部署に配布して情報共有を図った。(産業政策課) 平成30年度から瀬戸市は厚生労働省愛知労働局と「瀬戸市雇用対策協定」を締結し、効率的・効果的かつ一体的に雇用対策に取り組んでいる。令和4年度はハローワークと連携し、高齢者雇用に関する求人事業所を集めた求人面接会を実施した。(高齢者福祉課) | 高齢者 | ・シルバー人材センター ・ハローワーク | 地元企業の採用意欲が高まっている一方、学生の参加人数が減ってきており、総数が増える傾向になっている。 就労に関する情報提供を定期的に行っている。(産業政策課) 高齢者求人面接会では、シルバー人材センターを含む4事業所、求職者38名が参加し、一定の成果があった。また、シルバー人材センターの就業件数は年々減少しているが、事業に対する契約金額は年々増加している。評価指標の見直しを含め、高齢者の生きがいにつながる事業を検討することが必要である。(高齢者福祉課) | 高齢者の就労に関する情報収集を行う。(産業政策課) シルバー人材センターの運営については、収益効果の高い請負事業、委任事業、派遣事業が年々増加しており、契約金額も増加し堅調である。一方で、国および市の補助に頼らざるを得ない状況にあり、健全経営を継続することに課題を抱えているため、今後は運営面での改善を含め、関係機関と調整を図り、高齢者の生きがいにつながる事業展開に努めていくことが必要である。(高齢者福祉課) | 高齢者福祉課 産業政策課 |
| | | | 訪問理美容サービス | A | 理容店・美容院へ行くことができない方を対象に、年4回訪問して頭髮カットを行い、容姿を整え生活の質を維持した。(一部利用者負担が必要) | 要介護3から5までの認定を受けた要介護者および同等状態の高齢者 | ・理容店 ・美容院 | 理容店・美容院へ行くことができない方に対して、当事業を推進していくことで、容姿を整え生活の質の維持に努めることができ、地域包括ケアシステムの構築に不可欠なサービスである。 | 地域包括ケアシステムの構築を図る中で、在宅介護のサービスを充足し、訪問理美容の促進を図るとともに、周知・PRを行うことが必要。 | 高齢者福祉課 地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|-----------------|----------------------|-------------|---|--|---------------------------------------|--|--|--|-------------|
| (2) 高齢者の自立支援 | ① 住み慣れた在宅生活への支援 | | 配食サービス | A | バランスのとれた食事を配達し、栄養状態や安否の確認等在宅での健康的で自立した生活が送れるように支援を行った。また、地域の見守り体制との連携を行い、安否確認のさらなる充実を図り、より安心感のある生活環境の確保に努めた。(一部利用者負担が必要) | 65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯 | サービス提供事業所 | 平成29年度より配食サービスを実施するにあたり状況調査票の運用を行い、サービスの要否の判断を簡潔に行えるようにした。また、包括や居宅介護支援事業所に向けて、事業の適正な利用を周知することで、利用回数の大幅な増加を抑えることが出来た。 | 安否確認に加えて栄養管理についても重点を置き、状況調査票の定期的な見直しを実施する。適正にサービスが利用されるよう、周知を行う。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | もーやっこサポート事業 | C | 自宅の冷蔵庫の上部に開閉を感知するセンサーを設置して入居者の活動状況を確認し、異変があった場合にはコールセンターより本人、家族へ連絡をし、安否確認を行った。(利用者負担が必要) | ・高齢者 ・障がい者 | 株式会社インターネットイニシアティブ | 旧緊急通報装置設置事業からの移行という形で本事業をスタートしたが、旧利用者のほとんどが移行していない状況になっている。もーやっこネットワークシステムと連携した安否確認の体制整備は進んでいるため、介護予防へとつなげていく必要がある。 | 登録者数が伸び悩んだ原因を分析し、課題の解決に取り組んでいく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | ごみのふれあい収集 | A | 家庭から排出されるごみや、資源物を所定の場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者等のため、玄関先でごみ等の収集を行い、あわせて日常生活上の見守りを行った。 | ・高齢者 ・障害者 | 介護事業所 民生委員 | 毎年少しずつではあるが登録者数が増えてきているため、現状の職員数での対応が困難になってきている。 | 高齢者福祉課などと情報を共有する。 | 資源リサイクルセンター |
| | | バリアフリーに配慮した道路、公園等の整備 | B | 令和3年度、令和4年度は名鉄瀬戸線新瀬戸駅周辺の交差点等に警告・誘導ブロックの設置を行った。 令和5年度は名鉄瀬戸線瀬戸市役所前駅・水野駅周辺等に警告・誘導ブロックの設置を行う予定。 | 高齢者・障害者をはじめすべての人 | 名古屋鉄道株式会社 | 警告・誘導ブロックを設置する道路の舗装状況があまり良くないため、併せて舗装修繕等が必要になり、思うように進捗していかない。 | 引き続き、市内の鉄道駅におけるバリアフリー化を推進していく。 | 建設課 | |
| | | 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 | A | 生活援助員を派遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応のサービスを提供し、安全かつ快適な自立した生活が送れるよう支援を行った。(一部利用者負担が必要) | 高齢者世話付住宅に居住する高齢者 | ・公営住宅 ・サービス提供事業所 | 生活援助員を派遣し、対象者の生活指導・相談、安否の確認等を通して安全かつ快適な自立した生活が送れるよう支援を行うことが出来た。また、緊急通報装置や水センサーの誤報も派遣件数増加の要因として考えられるため、対策が必要である。 | 従来の生活援助員の派遣に加えて、ICTの活用などを検討し、新たな見守り支援ができるようにする。誤報による派遣の件数を減らし、安全かつ快適な生活が送れるよう支援を行う。 | 高齢者福祉課地域支援係 | |
| | | 瀬戸市居住支援協議会の活用 | B | 協議会実施により、支援者が顔の見える関係を築き、現場の抱える課題を率直に話し合うことで、市全体の居住支援に関する課題の共有や、支援者連携につなげることができた。このことから、新たな支援者も協力していただくことができ、マッチングに繋がる可能性が増えた。また、居住支援セミナーの開催において、県外や市外の講師やパネリストを招き、各地域の実状や課題の共有を行い、広く居住支援について周知を図ることができた。居住支援による入居後の生活について、より深く理解していただくための新たな啓発冊子を作成し、関係機関に配布して活用してもらうこととした。 | 居住に課題を抱える方(住宅確保要配慮者一定額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯の方等) | ・NPO法人 ・不動産事業者 ・引越事業者 ・葬儀会社等 | 居住支援協議会において、各出席者の課題、特に死後事務(残置物の問題など)を見据えた支援体制の構築の必要性と課題について、再確認と情報共有することができた。セミナーを開催し、県外や市外の状況を聞くことができ、大変参考になった。また、協議会構成員以外の方も参加していただき、居住支援について知っていただく機会を作ることができた。 | 死後事務に限らず、さらに踏み込んだ課題の整理と問題解決に向けて、今後も関係機関と密に連絡を取り合い、情報を共有して、支援体制の構築に向けた議論を行う必要がある。また、新たな冊子を作成したので、積極的に活用し、啓発・周知活動にも力を入れたい。 | 高齢者福祉課地域支援係 | |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|----------------------------|-------|---------------|-----------------------|-----|---|---------------------------|--|---|---|-----------------------------|
| | | ②安心・安全な住環境の整備 | 災害時要配慮者対策(避難行動要支援者対策) | B | 避難行動要支援者が安全かつ迅速に避難することができるよう、もーやっこネットワークシステム等ICTの活用により災害時に関係機関で情報共有することができるシステムの構築を検討し、関係課を含め協議した。また、地域防災計画との整合を図り、避難行動要支援者を円滑に避難誘導できる体制を構築するため、個別避難計画の作成にも着手した。 | 災害時等に一人で避難することが困難な高齢者や障害者 | ・民生委員 ・福祉専門職 | 実効性のある体制づくりを推進できた(高齢者福祉課) モデルケースとして個別避難計画を1件作成することができた(危機管理課) 医療的ケア児等をもーやっこネットワークシステムの対象に加えた。(社会福祉課) | ICT化を進める。(高齢者福祉課・社会福祉課) 土砂災害特別警戒区域の多い地域をモデル地区と選定し、地域の協力を得ながら実効性のある個別避難計画作成に向けて取り組む。(危機管理課) | 高齢者福祉課地域支援係 危機管理課 |
| | | | 福祉避難所の確保 | B | 令和4年度は2件の登録があった(高齢者福祉課)。 | 高齢者 | 各施設・機関 | 令和4年度は2件の登録があった(高齢者福祉課)。 | 現在の運用だと、発災時に避難所に避難した後、福祉避難所に再避難していただくこととなっているが、要配慮者に再度避難していただくことが負担となる可能性があるため、直接福祉避難所に避難することを検討していく(危機管理課) | 高齢者福祉課地域支援係 危機管理課 |
| | | | 感染症の流行への備え | A | 感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備し、さらに介護施設や事業所に対しては、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が適切に行われるよう配慮し、施設等での介護サービス提供体制の継続を支援した。 | 介護施設、介護サービス事業所 | 県、保健所、協力医療機関等 | 県より送付された感染症対策の通知等を事業所へ展開している。令和3年度高齢者施設感染拡大抑止等支援事業としてサージカルマスク、手指用アルコール消毒剤の配布、非接触型体温計の貸与を行った。令和4年度、保健所の要請でパルスオキシメーターの配布を高齢者福祉課にて行った。また、新型コロナウイルス発生の報告があった際、随時感染防護服やマスク等備品の不足はないか確認し、必要時配布している。 | 令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症の位置付けとなったため、見直しが必要である。 | 高齢者福祉課指導 監査係 |
| | | | 高齢者の交通安全、防犯意識の高揚 | A | 交通安全および防犯における各種キャンペーン、広報せとおよびせとまちラジオ等において、啓発活動を実施した。自転車乗車用ヘルメット着用促進補助金を実施した。特殊詐欺対策機器購入費補助金を令和5年度7月より開始した。希望する地域で高齢者向けの消費生活出前講座を行った。また「広報せと」で毎月相談事例を掲載し、啓発を行った。 | ・高齢者 ・障害者 | ・警察 ・地域各種団体 | 啓発活動を通じた効果は不明だが、自転車乗車用ヘルメット着用促進および特殊詐欺対策機器購入費補助金については、多くの高齢者から申請をいただいている。消費生活出前講座や広報の記事から、消費生活センターへの相談につながった方、また、地域包括支援センターと連携し相談につながった方があった。 | 高齢者が加害者または被害者となる交通死亡事故が発生(令和4年中)および高齢者における特殊詐欺被害が多発(令和4および5年中)していることから、より一層の啓発活動に努める。消費生活出前講座の実施回数を増やし、より多くの市民に対し消費者被害の未然防止、消費生活センターの周知をする。 | 生活安全課 |
| (1)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 | | | 関係機関との連携体制の強化 | B | 医療サービス等につなげる支援として、健康診査受診歴と病院受診歴の両方がない「健康状態不明者」への個別的支援。社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へつなげる支援とし「筋・骨格」「口腔機能」「認知機能」等の健康課題をテーマに高齢者の通いの場での専門職の積極的な関与等を実施。生活習慣病予防と口腔機能改善に注力し、健康診査の案内の送付用封筒の裏面に啓発内容を記載。歯と口の健康に関するオリジナルパンフレットを作成し、公共施設に設置。 | 高齢者 | ・瀬戸旭医師会 ・瀬戸歯科医師会 ・瀬戸旭長久手薬剤師会 ・介護事業者 ・NPO法人 等 | 介護保険部局、保健部局や医療保険部局と連携し対象者には実施およびPRをしてきたが、まだまだ自分自身の健康状態を把握するには至っていないと感じるところがあった。 | 介護保険部局、保健部局や医療保険部局との連携を強化し、高齢者の通いの場等の周知啓発や参加勧奨を行い、健康課題に対する知識の普及啓発を図る。また、市民一人一人が自身の健康状態を把握し、健(検)診受診や医療機関受診などの必要な行動を取れるように、支援していく。 | 国保年金課 健康課 高齢者福祉課地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------------|-------------|---------------------------|---------------|--|--|---|---|--|---|-----|
| 2 積極的に健康づくりに取り組む社会の実現 | (2)健康づくりの推進 | | 「いきいき瀬戸21」の推進 | B | 「市民一人ひとりが明るく豊かでいきいき暮らせること」を目指し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を重点目標におき、個人の生活習慣の見直しから発症予防・重症化予防等に努めるとともに、市民や関係機関・関係団体等と連携し、各種健康に関する事業を実施した。 | 市民 | いきいき瀬戸21計画推進委員会構成団体、他 | 第2次いきいき瀬戸21健康日本21瀬戸市計画に基づき各事業を実施している。生活習慣病の正しい知識の普及として健康教育相談を行った。 | 今後も、いきいき瀬戸21健康日本21瀬戸市計画に基づき関係機関と連携し事業を実施していく。 | 健康課 |
| | | 各種がん検診 | B | 日本人の死亡原因第1位である各種の「がん」をより早期に発見するため、胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん、前立腺がん検診を実施した。がん検診の重要性について情報提供を行い、がん検診で精密検査が必要と判定された方に受診勧奨を実施した。 | 20歳以上の各種がん検診対象者 | 瀬戸旭医師会 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率が低下した。精密検査受診率は精度管理の評価指標において、許容値を満たしており、また県平均より高い数値を保っている。 | 国が勧める「ナッジ理論」を利用した受診勧奨を継続するとともに、がん検診受診の「無関心層」へのアプローチが課題であるため、様々な機会をとらえて検診の重要性について情報提供していく。 | 健康課 | |
| | | 健康教育、健康相談 | B | 生活習慣病予防の正しい知識普及のため、やすらぎ会館や体育館等で健康教室、健康相談を実施した。また、市民の身近な地域で相談できる機会として各地区で保健推進員や食生活改善推進員による健康に関する教室を実施した。 | 市民 | ・瀬戸旭医師会 ・瀬戸歯科医師会 ・瀬戸旭長久手薬剤師会 ・保健推進員 ・食生活改善推進員 | | 健康課が実施した健康教育の満足度は高い結果が得られたが、参加者が定員に満たないものもあったことから、教室の開催周知方法を検討していく。 | 健康課 | |
| | | 特定健康診査・特定保健指導、後期高齢者医療健康診査 | B | 瀬戸旭医師会所属の医療機関等にて、特定健康診査・特定保健指導・後期高齢者医療健康診査を実施した。 | ①特定健康診査：瀬戸市国保加入者の40歳から74歳までの者 ②後期高齢者医療健康診査：愛知県後期高齢者医療広域連合の保険証を持つ者 | ・瀬戸旭医師会 ・健康課 | 平成30年度から施行された瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期計画)および瀬戸市データヘルス計画(第2期計画)に基づき特定健康診査および特定保健指導を実施した。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を受け、緊急事態宣言が発令されたことにより、解除後も外出控えする者が増えたことで、受診率が低下したものと考えるが、県および国の平均受診率と比較すると高い受診率になっている。 特定保健指導については、特定健康診査結果の階層化により動機付け支援および積極的支援に判定された者に対して、保健指導を実施している。瀬戸旭医師会の協力により、終了率は増加し、指導を受けた者には改善が認められている。 | 瀬戸市国民健康保険特定健康診査等実施計画(第3期計画)および瀬戸市データヘルス計画(第2期計画)に基づき、特定健康診査は受診率が低い40歳から50歳代の若年層や継続的な受診が認められない者に対して、受診行動に繋がる啓発を実施する。また、階層化により特定保健指導の対象者になった者に対しても、指導の利用に繋がる方法を検討していく。 | 国保年金課 | |
| | | 歯・口腔の健康 | B | 高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受するとともに、歯の喪失を予防するため30歳から70歳までの5歳刻みの年齢を対象とした歯科節目健康診査(医療機関)を実施した。 | 20歳以上の市民 | 瀬戸歯科医師会 | 歯周病予防健診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施しなかったが、歯科節目健康診査は瀬戸歯科医師会の協力のもと、実施した。コロナ禍は受診率が低下したが令和4年度は増加した。 | 歯科節目健康診査の周知を充実させ、瀬戸市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、事業を実施していく。 | 健康課 | |
| | | 骨粗しょう症検診 | B | 健康診査の機会の少ない30歳代の女性に対し、健康診査・骨密度検査を実施した。その中で、30歳、33歳、36歳、39歳の方で希望者に骨密度検査を実施した。 | 30歳、33歳、36歳、39歳の女性(瀬戸市国民健康保険加入者は除く) | 瀬戸健康管理センター | 【骨密度検査受診率】 ・令和2年度：中止 ・令和3年度：12.3 ・令和4年度：13.1 | 介護予防の視点から、骨粗鬆症予防のために、自分の骨密度を知ることが重要である。今後も骨密度検査を実施するとともに、地域の保健推進員活動や健康相談で骨密度測定も実施していく。 | 健康課 | |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|--------------------------|-----------------|--|---|---------------|--|---|---|---|---|-------------|
| 3 身近な地域における生活の継続支援 | (1)介護予防・生活支援の推進 | ①介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の推進 | 地域・各種団体との連携 | B | 新たに保健推進員になった方を対象とした養成講座の実施、食生活改善推進員育成を実施した。 各地域においてメタボリックシンドローム関連事業として、健康教室等を実施した。 | 市民 | ・保健推進員協議会 ・食生活改善推進員協議会 ・地元企業 | 【新規の保健推進員登録者数および新規食生活改善推進員の養成数】 ・令和2年度:52 ・令和3年度:52 ・令和4年度:49 | 保健推進員および食生活改善推進員の新たな担い手不足が課題となっており、その要因を明確にするとともに、活動の周知も継続して実施していく。 | 健康課 |
| | | | 予防接種(インフルエンザ・肺炎球菌) | B | インフルエンザおよび肺炎球菌の予防接種を実施した。 | 65歳以上 | 瀬戸旭医師会 | インフルエンザワクチンは、毎年20,000人越えの概ね安定した人数となっている。肺炎球菌予防接種の接種者数は、毎年接種者が減少している。これは、助成が生涯に一度であることに加え、H25年に導入された5歳ごとに公費負担する制度の周知が進み、累積接種者数が増加しているためであると考えられる。今後は、国の動向を踏まえ、適切に対象者に事業を周知していく必要がある。 | 引き続き両予防接種ともに、広報やホームページ等で周知を行い、接種率の向上に努めていく。 | 健康課 |
| | | ②一般介護予防の推進 | 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) | C | 従来通りの介護予防訪問介護、介護予防通所介護に加え、基準を緩和した訪問介護サービスA、通所介護サービスAを実施した。 | 高齢者 | 介護事業所等 | 事業評価が実施できておらず、市民のニーズが分かっている。従来通りのサービス提供から抜け出すことができていない。 | 市民のニーズを把握するための仕組みづくりから始めていく必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 介護予防ケアマネジメント | C | 対象者が適切にサービスを受けられるように介護予防ケアプランを各地域包括支援センターが作成した。 | 事業対象者 | 地域包括支援センター等 | ケアプランの作成は包括で行っているが、どの居宅も手いっぱい委託のしやすい環境は整備できていない。 | 内容としては国の動向により変更する可能性があり、随時見直しを検討していく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| ③介護予防・生活支援サービスの体制整備 | 一般介護予防事業 | B | ①大人の充活！ワンコイントレーニング ②大人のオーラルケア教室 ③地域はつらつ講座 ④地域サロン等応援事業 ⑤シニア世代のスポーツ健康カレッジ ⑥通いの場サロン・まごころ ⑦通いの場への作業療法士派遣事業 ⑧大人の本気ダンスプロジェクト | 第1号被保険者 | ・学校法人 ・市民講師 ・民間企業等 | フレイル対策の1つである社会参加の場としても大きな意味を持つことから、平成29年度以降、民間企業や個人事業主などの地域資源を活かした事業運営を行っている。令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により事業が中止になる等の影響があったが、令和4年度の中止事業は無く、参加者数についても回復傾向が見られた。 | 健康づくりボランティアや企業連携等の地域資源も活用しながら、継続して介護予防に取り組むことのできる環境整備を行っていく。また、保健事業と介護予防の一体的実施事業の観点からは、健診や医療データ等の分析から市民の健康課題に寄り添った事業展開につながるよう、専門職との関わりを深め、内容を充実させていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 | | |
| 生活支援コーディネーターの配置および協議体の設置 | B | 生活支援コーディネーターと協力しながら、地域資源の発掘や多様な主体間での連携づくりに取り組んだ。 | 市民 | 生活支援コーディネーター | 平成28年度に、第1層の生活支援コーディネーターおよび協議体を設立し、平成30年度から3包括支援センター圏域に第2層の生活支援コーディネーターを配置し、地域における課題の発掘やニーズの把握・連携調整に努めた。 | 第2層生活支援コーディネーターを全7包括圏域に配置および協議体の運営体制について整備を進める。 | 高齢者福祉課地域支援係 | | | |
| 通いの場事業 | B | 【通いの場サロン・まごころ参加者数】 ・令和2年度:398 ・令和3年度:339 ・令和4年度:606 【通いの場への作業療法士派遣事業実施回数】 ・令和2年度:32 ・令和3年度:20 ・令和4年度:63 | 65歳以上の高齢者 | NPO法人 医療機関 | 令和2年、令和3年はコロナ禍で開催中止となる時期があったが、令和4年に入り継続して事業が開催されるようになった。通いの場において、作業療法士が関わることにより、心身の状態の把握と機能評価も可能となった。また、管理栄養士が定期的に栄養講話をするなどの取り組みも行い、充実した事業展開が広がっている。 | 作業療法士による機能評価の分析に加え、栄養状態の把握や口腔機能の維持向上訓練等を行い、専門職が広く関わる効果測定を行い、効果のある事業展開につなげていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 | | | |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|--|---------------------|---------------|----------------------|-----|---|--------------|--|--|---|-------------|
| | | ④総合相談事業の推進 | 総合相談事業 | B | 生活機能の状況に応じた様々な機関・制度の支援を可能にするため ①地域における様々な関係者とのネットワークの構築 ②ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握 ③サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援(支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ)を行った。 | 地域の高齢者 | 地域包括支援センター | 地域包括支援センターの総合相談事業の相談件数はおおむね横ばいで推移している。 | 各地域包括支援センターの周知に努めるとともに、関係団体の連会強化を図っていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | (2)家族介護者への支援の充実 | ①相談体制の充実 | 総合窓口の開設および講座等の実施 | A | 介護保険被保険者証送付時での案内や各種パンフレットに包括の紹介を掲載し、周知を図った。 | 市民 | 地域包括支援センター | 相談窓口の積極的な広報により、家庭介護者等への周知を図ることができた。各関係機関とICTを活用した連携にも取り組み、体制整備に努めた。 | 今後も継続して相談窓口の周知を図っていき、介護者が相談しやすい環境の創出を目指す。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | ②就業定着・就業支援の充実 | 仕事と介護の両立に関する啓発活動の実施 | B | 支援制度・窓口等について周知した。 | 介護者 | | 高齢者窓口のほか、市民課で転入してきた方にパンフレットを渡すなどして周知を図っている。 | 今後も引き続き、介護離職防止に向けた啓発や周知を行っていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| 4 尊厳を持って豊かに暮らせるよう“つながり”を維持し地域で支え合える社会の実現 | (1)地域包括支援センターの運営 | | 地域包括支援センターの体制強化 | B | 地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量や業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センター間と行政との業務の役割分担の明確化に取り組んだ。 センター長会議・担当者会議を実施し、センター間の交流を図るとともに市とセンターとの情報共有等連携強化に努め、地域包括システムの推進に取り組んだ。 | 地域の高齢者 | 地域包括支援センター | 職員不足の包括支援センターや、介護離職等もあって、必ずしも適切な人員配置ができなかった。 | 地域の高齢者等の心身の健康保持および生活の安定のため必要な援助を行うためにも、適切な人員配置と予算の確保をすることで地域の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に推進することができるため、適切に運営する必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 地域におけるネットワーク体制の構築と強化 | B | 地域包括支援センター担当者会議を開催した(月1回)。 地域包括支援センターシステムを通じ、課題や情報の共有を行った。 | 高齢者とその家族 | ・地域包括支援センター ・介護福祉サービス事業者 ・医療機関 ・地縁団体等 | 月1回の担当者会議や運営協議会で情報共有を行った(地域支援係 7/19) | 市民が気軽に相談できる窓口として、地域包括支援センターの事業内容の周知を強化し、的確なサービス等につながるよう努める。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | (2)高齢者にやさしい地域づくりの推進 | | 見守りネットワーク協定締結事業者との連携 | A | 見守りが必要な高齢者等の異変を早期に発見し、安否確認等、適切かつ迅速な対応につなげるための連絡体制を強化した。 | 見守りが必要とする高齢者 | 事業所 | 協定事業者数は増加傾向にあり、多くの事業者に見守り活動のご協力いただいている。協定事業者に対してアンケート調査を行い、安心安全メールの登録状況の確認などを行うことができた。また、市が実施する介護予防事業や認知症施策について周知を行うことができた。 | アンケート結果を生かし、安心安全メールの活用だけでなく、認知症サポーター養成講座の受講促進についても取り組む必要がある。また、まだ協定を結んでいない業種の事業者に対しても積極的にアプローチを行う。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 地域ケア会議の開催 | B | 市内7ヶ所の地域包括支援センターにて、年1回地域ケア会議を実施した。 | 高齢者 | ・地域包括支援センター ・地縁団体等 | 地域ケア会議の開催により、各地区における地域課題の把握をすることができた。また、会議においては、必要に応じてケアマネジャーやデイサービス事業者、医療関係者、地縁団体関係者といった様々な支援者が出席をしており、地域支援ネットワークの構築に資することができた。 | 今後も地域の課題解決に向け、各関係機関との連携を図りつつ実施していく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|-------|-------|--------------------|-----|--|-----------|---------------------------|---|---|-------------|
| (3)高齢者の権利擁護 | | | 権利擁護事業の充実 | A | 成年後見セミナーを開催するなど権利擁護に関する研修を実施した。 | 高齢者 | 尾張東部権利擁護支援センター | 職員に向けた研修を開催するなど、相談に対応できる体制を整備できた。 | 高齢者のさらなる増加に伴い、権利擁護に関する相談も増えていくことが予想されるため、地域包括支援センターなどとの連携強化に努める。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 成年後見制度の普及啓発 | B | 尾張東部権利擁護支援センターや尾張東部圏域の市町と協力しながら、権利擁護に関する研修や勉強会を開催し、市民の理解促進を図った。 | 一般市民 | 尾張東部権利擁護支援センター | コロナの影響もあったが、開催できる範囲内で十分に周知できたと考える。 | 今後も制度の理解と周知を図るため、尾張東部権利擁護支援センターおよび尾張東部圏域市町と連携をしながら、引き続き普及啓発事業の実施をしていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 成年後見制度利用への支援 | A | 介護事業所の職員向けの研修を開催し、関係機関の制度理解について支援を行った。 | 高齢者 | 尾張東部権利擁護支援センター | 多様な問題が複合的にからんだ処遇困難ケースも多くあったが、関係機関と連携し、支援策の検討を行った。成年後見も含めた関係機関と連携しながら相談業務にあたることができた。 | 今後さらに成年後見制度等の利用を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、関係機関の制度の理解と更なる連携を高めていく必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 高齢者虐待防止の啓発 | A | 日頃から身近で見守ることができる近隣住民をはじめ、定期的に高齢者宅を訪問する新聞販売店等の事業者、老人クラブや地区の社会福祉協議会等と、民生委員や自治会と連携し、小地域における見守り・支えあいネットワークの充実を図った。 | 高齢者 | 地域各種団体 | 民生委員、医療機関からの虐待相談が寄せられるなど、地域内での見守りや虐待の早期発見等のネットワーク体制が整ってきている。 | 地域住民への周知を促進し、地域での見守り体制の構築を図る。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| ①普及啓発・本人発信支援 | | | 認知症サポーターの養成・活用 | A | 認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法、支援のあり方などを習得し、本人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成した。また、市内の学校、企業等へ働きかけ、認知症サポーターを幅広い世代に広げていき、地域において積極的に支援活動に取り組んでもらえるような環境づくりに努めた。 | 一般市民 | ・地域包括支援センター ・一般市民 | 地域包括支援センターが主体となり、認知症対策の一環として取り組んでおり、市内7か所の地域で学校、市民、企業等に対して実施されていることから、一定の成果が得られている。 | 引き続き幅広い世代への認知症サポーター養成講座の働きかけと、認知症サポーター養成講座受講者の活躍の場の検討が必要。今後は、認知症当事者のニーズと支援者のマッチングを行うチームオレンジの一員として、認知症本人や家族の支援を行う認知症サポーターの養成が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 地域はつらつ講座 | B | 老人クラブなどの地域団体からの依頼があり、地域包括支援センターが各地域で認知症や権利擁護に関する講座を開催した。 | 高齢者 | 地域包括支援センター | コロナ禍での感染症対策を行いながら工夫して取り組むことができた。瀬戸市オリジナル口腔ダンス「瀬戸の情熱」を講座に取り入れるなど、参加者が楽しめる工夫も行った。 | 地域包括支援センターごとに開催回数に差があるので、開催できている地域にはどういった特徴があるのか分析し、全地域で5回以上の開催を目指す。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 認知症に関する理解促進・相談先の周知 | A | 世界アルツハイマーデーおよび世界アルツハイマー月間等の機会を活用し、認知症に関する情報発信の場として、図書館等の公共施設を積極的に利用し、認知症コーナーの設置を行った。また、認知症セミナーや認知症予防の教室を開催した。認知症ケアパスを作成し、普及啓発に努めた。 | 一般市民 | ・認知症地域支援推進員 ・チームオレンジ | 認知症地域支援推進員、チームオレンジが主体となり、認知症普及啓発を目的として取り組んでおり、多くの市民に参加いただいたことから一定の成果が得られている。 | 引き続き認知症の理解促進・相談先の周知が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 大人の充活！ワンコイントレーニング | A | 65歳以上の高齢者へ向けた運動機能の向上、栄養改善、認知機能の低下予防として開催した。他にも、地域住民の交流を図り、充実かつ活躍の場の普及に努めた。 | 65歳以上の高齢者 | ・市民講師 ・民間企業 ・NPO法人等 | コロナウイルスの影響で、令和2年度と令和3年度は中止する教室が多かったが、令和4年度からは教室が普段通り開催され、参加人数の増加が見られた。 | 今後も事業の周知に努め、ワンコイントレーニングの認知度を高めていくとともに、65歳以上の高齢者がいつでもどこでも充実し、活躍できる場の検討が必要。他にも、多くの関係機関との連携を図り、高齢者が様々なことに取り組めるようにする。 | 高齢者福祉課地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|---------------------------|-------------|-----------------------|----------------------|-----|--|----------------------------|--|--|---|-------------|
| 5 認知症の早期発見・早期治療と認知症の方への支援 | (1)認知症施策の推進 | ②予防 | 通いの場事業(3132再掲) | B | 【通いの場サロン・まごころ参加者数】 ・令和2年度:398 ・令和3年度:339 ・令和4年度:606 【通いの場への作業療法士派遣事業実施回数】 ・令和2年度:32 ・令和3年度:20 ・令和4年度:63 | 65歳以上の高齢者 | NPO法人 医療機関 | 令和2年、令和3年はコロナ禍で開催中止となる時期があったが、令和4年に入り継続して事業が開催されるようになった。通いの場において、作業療法士が関わることにより、心身の状態の把握と機能評価も可能となった。また、管理栄養士が定期的に栄養講話をするなどの取り組みも行い、充実した事業展開が広がっている。 | 作業療法士による機能評価の分析に加え、栄養状態の把握や口腔機能の維持向上訓練等を行い、専門職が広く関わる効果測定を行い、効果のある事業展開につなげていく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 認知症初期集中支援チーム | B | 平成30年度から認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに設置し、対象者の支援方針を検討する認知症初期集中支援チーム員会議を定期的に開催することで、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するよう努めた。 | 高齢者 | ・包括支援センター ・瀬戸旭医師会 | H30年度の設置当初と比較し、チーム員のスキルアップ等により報告ケースの減少が見られるが、令和2年からは医師に加えて公立陶生病院の看護師が会議へ参加し、さらに多職種による多角的な検討を行えるようになった。また、医療につながるケースについては、どの年度も設定した目標値をクリアしている。 | 継続してケースを挙げていく必要があり、支援の視野を広げるためにもチーム間の情報共有が必要である。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 | 認知症介護家族支援事業 | A | 月1回の認知症介護家族交流会を実施し、介護に悩む家族の情報交換の場を設けた。また、認知症家族支援プログラムでは、隣市の尾張旭市と協力しながら、介護負担軽減を目指した講義を開催することができた。 | 認知症の方の家族 | ・特定非営利活動法人 ・HEART TO HEART ・認知症地域支援推進員 | コロナによる休止期間はあったものの、認知症の方を介護する家族の情報交換や悩みを共有する場としての役割を十分に果たすことができたと考ええる。 | 引き続き開催できるよう準備、周知を継続していく。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | ひとり歩き高齢者家族支援 | B | 認知症高齢者のひとり歩きが増加し、サービス利用者も増加傾向にあることから、警察とも連携を強化し、家族への事業の周知を強化した。また、チラシ内容を修正し、利用者が理解しやすくなるよう努めた。 | 一般市民 | サービス提供者 | 探索端末専用機器を身に付けて外出することが難しい認知症高齢者にとっては、利用しづらいものとなっている。また、家族がスマートフォン等での検索方法が分からず、利用開始後、すぐに利用中止してしまうことがある。 | サービス内容の向上が図られるよう事前説明を十分に行うとともに、引き続き制度の周知・PRを行う。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | せとらカフェ | A | 認知症高齢者の居場所づくりとその家族の気分転換、認知症理解の場、介護等の相談の場として開催。地域住民の交流を図り、またボランティアの活動の場としても普及に努めた。 | 一般市民 | ・各種地域団体 ・一般市民 | 令和元年度より、一般のカフェでも認知症カフェを開催できる場所が増加し、認知症家族が相談しやすい環境の整備につながっている。 | 今後も制度の周知に努め、認知症カフェの社会的認知度を高めるとともに、認知症の当事者がいつでもどこでも活躍できる場の検討が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 認知症地域支援推進員 | A | 地域の実情に応じて、地域における認知症の方とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するため、認知症地域支援推進員を配置し、地域における認知症の方とその家族を支援するための相談支援や支援体制を構築するよう努めた。 | 認知症の診断がある方や認知症の疑いのある方、その家族 | ・基幹型地域包括支援センター ・医師会 | チームオレンジの整備を行い、「出張！せとらカフェ」「おいでんサロン」「個別活動」「おれんじガーデニングプロジェクト」を実施し、サポーターを活用した。 | チームオレンジの体制強化、周知について検討する必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | ④認知症・バリアフリーの推進・若年性 | 成年後見制度利用への支援(4313再掲) | A | 介護事業所の職員向けの研修を開催し、関係機関の制度理解について支援を行った。 | 高齢者 | 尾張東部権利擁護支援センター | 多様な問題が複合的にからんだ処遇困難ケースも多くあったが、関係機関と連携し、支援策の検討を行った。成年後見も含めた関係機関と連携しながら相談業務にあたることができた。 | 今後さらに成年後見制度等の利用を必要とする高齢者が増加することが予想されることから、関係機関の制度の理解と更なる連携を高めていく必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------|----------------------|--------------------|-----------------------|-----|---|-----------------------------------|---|---|---|---------------|
| | | 認知症の方への支援・社会参加支援 | チームオレンジ | A | 認知症当事者の「やりたいこと、やってみたいこと」と認知症サポーターの「できること」をマッチングし、個別支援ができる体制整備を支援した。また、認知症サポーターの活動の場として、認知症普及啓発を目的とした「出張！せとらカフェ」「おれんじガーデニングプロジェクト」、認知症当事者も参加できる「おいでんサロン」を実施した。 | 一般市民 | ・基幹型地域包括支援センター ・医師会 ・一般市民 | 認知症事業として、「出張！せとらカフェ」「おいでんサロン」「個別活動」「おれんじガーデニングプロジェクト」を実施することで、認知症サポーターの活用につなげ、相談支援や支援体制の構築を行った。 | 認知症普及啓発事業を認知症サポーターの運用について、認知症地域支援推進員と検討する必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 若年性認知症の方への支援 | C | 相談時に問題解決に向けた相談先につながるよう支援した。福祉マルシェに当事者を呼び、当事者が接客の業務を行えるよう支援した。 | ・若年性認知症当事者 ・家族 | ・基幹型地域包括支援センター ・医師会 | 個別相談に対し、ニーズに合わせた相談先を紹介するよう支援した。広報で若年性認知症について特集し、周知を図った。 | 若年性認知症の方への周知が課題であるため、引き続き、周知できるように努める。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| 6 安心できる医療と介護の連携 | (1)地域における総合的な支援体制の確立 | | 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築 | B | ケアマネージャーにより、本人やご家族と相談しながら、介護保険サービスの計画を立てる。また、市や各サービス事業者との連絡調整をした。介護保険サービスとして、訪問介護（ホームヘルパー）、デイサービス、デイケア、ショートステイ、福祉用具（ベッド等）貸与などを実施した。かかりつけ医による定期的な訪問により、からだの状態を診察、治療した。 | 在宅医療患者 | ・医師会 ・歯科医師会 ・薬剤師会 ・医療機関 ・介護事業者 ・栄養士会 ・歯科衛生士会 ・包括支援センター ・権利擁護支援センター ・保健所 ・自治連合会等 | 在宅医療は通院や入院ではなく、自宅などの生活の場において、医師や看護師が訪問して診療や医療処置を行うことであり、必要に応じて歯科治療やリハビリ等も自宅や入居施設にきてもらい医療の継続や支援をうけることであるが、24時間体制での看護や介護が始まることを意味するため、家族の負担が大きくなる。わかってくる。 | 在宅医療を受ける当事者のみでなく、家族も心身の負担を負うことになり、不安や懸念が出てくるため、本人のみでなく家族にも寄り添った支援が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | ①介護保険サービスの基盤の計画的整備 | サービス提供事業所の整備 | A | 「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」等の施設について、市内の事業所数を把握し、また「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」の質の確保を図るため、未届けの住宅型有料老人ホームの情報を県に提供し、介護サービス相談員を積極的に派遣した。 | ・「住宅型有料老人ホーム」 ・「サービス付き高齢者向け住宅」 | ・愛知県 ・介護サービス相談員 | 「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」等の施設数の把握については、県より情報提供を受けている。市内の未届けの住宅型有料老人ホームの情報を定期的に県に提供している。介護サービス相談員の派遣について、令和3年度、4年度ともに「住宅型有料老人ホーム」および「サービス付き高齢者向け住宅」へ1件ずつ派遣している。 | | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | リハビリテーションサービス提供体制の把握 | D | 国が示すリハビリテーションサービス提供体制に関する指標を参考に、介護サービス情報公表システム等より現状把握を行った。 | サービス提供事業所 | 愛知県等 | 介護サービス情報公表システム等よりデータを抽出し、事業所数および利用率を掲げている。 | 現状把握を行い、見える課題に対してどのような対応が必要か、検討を要する。 | 高齢者福祉課 指導監査係 |
| | | | 介護保険制度の周知 | C | 介護サービスの利用希望者やそのご家族へ介護保険制度案内チラシの配布や申請様式のホームページ掲載。ラジオ出演で制度の周知を行った。 | サービス利用者 | 地域包括支援センター | 介護サービスの申請時や利用検討している方に対し、窓口でパンフレットを配布し説明を行った。また、地域包括支援センターにおいてもパンフレットを活用してもらった。 | パンフレットの見やすさ・分かりやすさ等内容については検討をしていく必要があり、多言語化の対応も行っていく必要がある。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|-----------------|-------|-------|----------------------------|-----|--|---|---|---|--|---------------|
| ②介護給付の質的向上への取組み | | | 相談・苦情対応の充実 | A | 介護サービスなどについて、市民が気軽に相談でき、適切な対応が図れるよう、市の相談窓口や地域包括支援センター等の相談事業を充実するとともに、相談窓口間の連携を強化。また、要介護認定に対する不満や、介護保険制度運営上の苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がなされるよう関係機関との連携に努めた。 | サービス利用者 | ・地域包括支援センター ・愛知県 ・国保連合会 | 相談案件の内、県の実地調査等の対象となるものや悪質と思われる事業者の案件について、愛知県へ報告し、連携を図るとともに適切な対応に努めた。 | 引き続き迅速かつ適切な対応に努め、適正な介護サービスの提供のために関係機関との連携を深める。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | 介護サービス相談員派遣事業 | A | 数名の利用者と面接を実施し、施設の利用状況や感想、要望や介護保険サービスに関する不安や疑問を聞き取る。面接内容を当該へ報告した。 | 施設利用者 | ・介護相談員 ・施設利用者 ・施設関係者 | 介護サービス相談員派遣訪問件数は令和3年度22件、令和4年度37件であった。研修について毎年参加あり。連絡会議は毎年3回行っている。 | 今後も介護相談員の活動回数を月2回程度、積極的に活動を行う。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | 事業者の指導・監督 | A | 介護給付費適正化のために、大きく分けて3つの取組みを実施した。集団指導は、地域密着型サービス事業所等に対し、介護保険制度の理解に関する指導や、実地指導で把握された指導結果の説明、注意喚起が必要な事項や事例等の紹介等を行った。また、実地指導は、地域密着型サービス事業所等へ赴き、高齢者虐待防止、身体拘束廃止等に基づく運営上の指導や算定条件に基づいた適切な報酬請求が行われているかを確認し、報酬請求上の指導等を行った。指定基準違反や不正請求等の疑いがある場合、必要に応じて監査を実施することもあった。 | ・地域密着型サービス事業所 ・地域密着型サービス事業所 ・居宅介護支援事業所 ・地域密着型介護予防サービス事業所 ・介護予防支援事業所 | ・地域密着型サービス事業所 ・地域密着型サービス事業所 ・居宅介護支援事業所 ・地域密着型介護予防サービス事業所 ・介護予防支援事業所 | 実地指導については、地域密着型サービス事業所等に対し、3年に1回は必ず実地指導を行うことができるよう計画を立案し、計画的に実施することができている。実地指導の結果を踏まえ、より細やかな指導が必要な事業所に対しては、期間を短くして実地指導を行っている。また、集団指導を年1回開催し、指導結果の共有等を行っている。(令和3年度および令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためオンラインにて実施。) | 今後も計画的に実地指導や集団指導を実施し、事業所が適切にサービスを提供できるよう指導等を継続していく。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | 居宅介護支援事業所への研修事業 | A | 介護支援専門員の資格向上のため、また、ケアマネジメント能力向上のため、年に1回2時間程度で外部講師による研修を実施した。 | ・介護予防支援事業所 ・介護予防支援事業所 ・居宅介護支援事業所 | ・介護予防支援事業所 ・介護予防支援事業所 ・居宅介護支援事業所 | 令和2～4年については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、Web上での研修を開催した。令和4年度については、当日49名の参加者があり、終了後1週間の視聴期間を設け、当日と合わせて100名近くの介護支援専門員等が受講することができた。 | ケアプラン点検の結果や傾向を分析し、介護支援専門員の専門的知識や技術、ケアマネジメント能力の向上が得られるような研修を実施していく。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | 介護サービス事業者・地域包括支援センターとの連携強化 | B | 瀬戸介護事業連絡協議会との連携の下、介護に関する情報交換を通じ、全体会や各部会に参加し情報提供をした。 | サービス介護事業者 | 瀬戸介護事業連絡協議会 | 今後も瀬戸介護事業連絡協議会と連携をとり、介護だけではなく、他課からの情報提供等も行っていく。 | 今後も引き続き瀬戸介護事業連絡協議会で開催される会合へ出席し、介護に関する情報交換を行い、介護サービスの質の向上を図るよう努める。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | 介護サービス情報の公表 | D | 要介護等認定者・介護サービス利用者等が事業所や施設を検討する際に、事業所や施設を比較・検討し、事業所等の選択の際の情報を「介護サービス情報公表システム」にて所得できるよう、各事業所や施設に登録を促し、実地指導時に登録の確認を行った。 | ・介護サービス事業所 ・施設 | ・介護サービス事業所 ・施設 | 実地指導にて登録状況の確認は実施できている。 | 介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務手続は愛知県が実施しており、推進の方法も含め、改善が必要だと考える。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | 人材の確保および資質の向上 | B | 現職者のキャリアパス支援となるような研修会の開催について、介護支援専門員等向け研修を開催した。学校教育課にて中学生の職業体験を行った。瀬戸市介護事業連絡協議会に委託し、介護サービス事業所の就職フェアなどへ出展した。ヘルパー養成講座にて受講後、事業所のチラシを配布した。 | ・介護職を検討する者 ・現職者等 | ・講師 ・事業所 ・瀬戸市介護事業連絡協議会等 | 現職者のキャリアパス支援となるような研修会の開催について、介護支援専門員等向け研修を年2回開催している。瀬戸市介護事業連絡協議会に委託し、介護サービス事業所の就職フェアなどへ出展を行っている。ヘルパー養成講座については、コロナ禍により開催ができなかった。 | コロナ禍で行えていなかった講座は、今後実施する。研修や事業所の紹介等、今後も継続して行っていく。 | 高齢者福祉課指導監査係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 | |
|-------------------------|------------------|----------------|-------------------|---------------|---|--|-----------------------------------|---|--|---|---------------|
| 7 介護保険事業の円滑な実施に向けた社会の実現 | (1) 介護保険事業の円滑な実施 | ③介護人材の確保に向けた対策 | 介護予防・生活支援員養成研修の実施 | D | 実務研修が必要なものであるが、コロナ禍であったため、実施できなかった。 | 市民 | ・NPO法人 ・介護事業者 ・包括支援センター | コロナ禍で実施できなかったことにより、今期は評価できず。 | コロナ禍も落ち着く状況となり、再開に向けて実施することになるが、実際に必要な研修を取り入れるなど、改善が必要である。 | 高齢者福祉課地域支援係 | |
| | | | 介護現場における業務効率化 | A | (指導監査係) 文書事務負担軽減のための手続きの簡素化を行った。県より送付されるICT導入支援等補助金申請等の通知を事業所へ周知した。 (地域支援係) 医療と介護の切れ目ない提供体制構築のため、多職種による連携強化を行った。 | 事業所等 | | (指導監査係) 文書事務負担軽減のための手続きの簡素化(運営規定等への職員員数の記載方法の簡素化、更新申請における提出書類の簡素化)を令和4年度行った。県より送付されたICT導入支援等補助金申請等の通知を事業所へ展開している。 | 関係市町村、関係機関、地域住民との連携を推進する。 | 高齢者福祉課地域支援係 高齢者福祉課指導監査係 | |
| | ④介護給付等適正化への取組み | | | 要介護認定等の適正化 | A | 県や市が実施する研修への参加の義務付け、および、介護認定調査結果の点検を全て市職員が行い、疑義が生じた案件については確認と情報共有を図り調査スキルの向上と標準化に取り組んだ。 | 認定調査員 | ・調査委託先 ・居宅介護支援事業所 | 県が実施する研修へ参加し、年に数回は市が実施した研修に参加する事ができ、調査スキル向上に繋がった。 また、介護認定調査結果の点検を全て行う事ができた。 | 今後も引き続き、県の実施する研修、それに準じた本市が実施する研修への参加を義務付け、調査スキルの向上と標準化を目指す。 また、引き続き、全ての介護認定調査結果の点検を市職員が実施する。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | | ケアプラン点検 | A | 1年を4クールに分け、市内にあるすべての居宅支援事業所および介護予防支援事業所を対象にケアプラン点検を実施した。点検は、事前にプランの提出をし、書面での点検後に面談を行い、介護支援専門員と話し合いながらプランの検証や確認を行った。 | ・介護予防支援事業所 ・居宅介護支援事業所 | ・介護予防支援事業所 ・居宅介護支援事業所 | 書面での点検だけでなく、面談方式を取り入れることで、プラン内容やケアマネジメントについて、きめ細かい助言等が行えている。 また集団指導の際に、点検結果の内容の報告を行うことで情報共有ができています。 | 今後も計画的に、市内全ての居宅介護支援事業所および介護予防支援事業所に対して、ケアプラン点検を継続していく。集団指導や実地指導、面接等にて結果報告や助言を行い、事業所等のケアマネジメントの質の向上を図る。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | | 住宅改修等の点検 | A | 住宅改修および福祉用具貸与・購入について、申請内容や給付内容に疑義が生じたものや改修後に確認が必要な場合、ケアマネジャー立会のもと訪問調査等を行い、改修工事や給付内容の調査および評価をし、助言指導を行った。 | ・サービス利用者 ・住宅改修施工業者 ・ケアマネジャー | ・地域包括支援センター ・居宅介護支援事業所 | 住宅改修については、専門職による事前申請内容の全件確認を行い、申請内容等や給付内容に疑義が生じたものについては業者等へ適宜聞き取りを行った。目標値を超える訪問調査(4.0%達成)を実施する事ができた。 | 今後も疑義が生じたものについては業者へ適宜聞き取りを行う。また、福祉用具貸与・購入も含め申請内容等や給付内容について確認が必要なものについては訪問調査を行う。ただし、費用対効果が高い為、今後は国の動向を踏まえつつ、次期計画では見直しの検討が必要かもしれない。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | | 縦覧点検・医療情報との突合 | A | 縦覧点検については、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与と品目一覧表の2つの表を確認し、必要があればケアプラン点検を実施した。 医療情報との突合は、国保連から提供される医療給付情報突合リストを確認し、医療機関、介護支援専門員等へ紹介・確認を行った。また、国民健康保険および後期高齢者医療担当課へ情報提供を行った。 | 介護(予防)支援事業者等 | 国保連合会等 | 毎月対象リストを抽出し、リストにあるケースは全件確認を行っている。誤りが生じた際は、誤りを訂正し、適切な処理を行うよう指導する。 | 引き続き毎月対象リストを抽出し、確認を継続することで、請求誤りを削減し適切な給付が行えるようにする。 | 高齢者福祉課指導監査係 |
| | | | | 介護サービス費通知 | A | 介護サービス利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況について年間2回通知することで介護サービス状況を介護サービス利用者もしくは家族に意識してもらい、介護給付費の適正化を図った。 | サービス利用者 | 国保連合会 | 介護サービス利用者に対して、事業者からの介護報酬の請求および費用の給付状況について年間2回通知した。 | 実際に給付の適正化となっているのか効果は不明。適切なサービス利用を促すために、年2回確実に給付費通知の発送を行う予定だが、今後は国の動向を踏まえつつ、次期計画では見直しの検討が必要かもしれない。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|--------------|-------------------------|------------|----------------------|-----|---|------------------------------------|--|--|---|---------------|
| | | ⑤低所得者への支援策 | 介護福祉手当の支給 | B | 介護費用負担軽減のために、低所得者を対象に月額2,500円を支給することにより、その者の福祉の増進を図った。 | 要介護認定を受けた高齢者のうち、低所得者世帯(世帯全員市民税非課税) | | 介護福祉手当受給者は年々増加傾向にあり、ケアマネジャーや対象となる市民にも周知されている。 | 低所得者向けの手当の支給内容や方法が適正かどうか検討が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| | | | 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度 | A | 社会福祉法人等が低所得で特に生計が困難な方に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用負担額を軽減し、その軽減した額の一部を市が補助した。 | 低所得で特に生計が困難であるサービス利用者 | 社会福祉法人等 | 軽減の申出をしている社会福祉法人が実施するサービスにのみ、当制度は適用される為、新規の社会福祉法人の利用は少ない。ただし、申出をしている社会福祉法人には更新案内を送付するなど引き続き制度利用促進を図っている。 | 今後さらなる社会福祉法人等への制度周知と利用促進を図る。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | 特定入所介護サービス費(補足給付制度) | A | 低所得世帯のサービス利用者が施設サービス・短期入所サービスを利用する時の食費・居住費の軽減を行った。 | 低所得者世帯のサービス利用者 | | R3.8月の制度改正により受給要件が変わり、資産要件が細分化され厳しくなった事により認定者数は減少傾向。認定者に対しては、更新案内を発送する等、引き続き利用の促進を図っている。 | 制度の周知および更新案内を送付することにより、適正な認定に努める。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | 高額介護サービス費支給 | A | 利用者が1か月に支払った自己負担の合計額が所得区分に応じた上限を超えたときに、超えた部分を払い戻し、安心してサービスを受けることができるよう支援を行った。 | サービス利用者 | | 制度改正により要件が変わり、所得基準が変更となったことで、所得の多い段階の方は、基準が高くなったものの、支給決定件数は増加しており、一因として利用料が高額となっていると考えられるが、該当者には申請書を送付し支給を行っている。申請書の提出がない方に対しても勧奨通知を発送し、支給できるように努めている。 | 引き続き、該当者には申請書を送付し、市からの通知に対し支給申請がない方に対し、勧奨通知を送付する。 | 高齢者福祉課介護認定給付係 |
| | | | 健康診断書料助成事業 | B | 介護サービスのうち、通所介護・短期入所生活介護・生活管理指導短期宿泊等を利用するうえで必要とされる健康診断書に係る文書料の一部を助成することにより、介護サービス利用者およびその家族の経済的負担の軽減を図った。 | 介護者サービス利用者 | | 瀬戸市介護予防・日常生活支援総合事業利用者を対象にするなどして、対象者の見直しを行った。介護サービスを利用する者に対して、経済的負担を軽減した。 | 経済的理由により介護サービスの利用が妨げられないよう制度の周知および適正な運用を実施する。 | 高齢者福祉課地域支援係 |
| 8 計画の進行管理の徹底 | (1)計画の運用に関するPDCAサイクルの推進 | | 計画の運用に関するPDCAサイクルの推進 | C | 第8期計画期間中の各年度において実施(D)した施策について達成状況の点検、事業実績等に関する評価(Check)を行い、その評価を踏まえて必要があると認められるときは、第8期計画に反映する等必要な措置(Action)を講じながら計画を推進した。 | | 計画の進捗管理のため学識経験者や専門家に協力を依頼し評価委員会を設置し、年2回計画内容の評価を行った。また、法律に基づき年2回取り組みと目標の報告が義務付けられ、市独自評価と国の方針との2重評価を行ってきた。 | 評価方法の検討段階から評価委員会において意見をいただき、実効性のある計画となるよう評価方法を検討することができた。引き続き施策内容の評価を行うとともに、給付費の目標値との乖離原因の把握等数値分析を強化していく。 | 高齢者福祉課介護保険料係 高齢者福祉課介護認定給付係 | |
| | (2)各種データの利活用 | | 各種データの利活用 | C | 地域間比較等による現状分析から、自治体の課題を抽出した。関係者間の課題意識や互いの検討状況を共有し、自治体間・関係部署間の連携を実施した。 | 高齢者 | 介護事業者 | 評価委員会による客観的な評価の実施、有識者による課題の発見が、実情にあわせた施策転換への検討材料となることを確認。 | 引き続き施策内容の評価を行うとともに、各種目標値との乖離原因の把握等数値分析の強化が必要。 | 高齢者福祉課地域支援係 |

第8期高齢者総合計画事業評価表

| 基本目標 | 基本施策1 | 基本施策2 | 個別施策 | 達成度 | 実施内容 | 対象者 | 関係機関・協力者 | 評価・結果 | 課題・今後の方向性 | 担当課 |
|------|-------|-------|--------|-----|--|-----|---|--|---|-------------|
| | | | 移動支援事業 | | 高齢者の生きがいづくりおよび介護予防と運動した移動手段のあり方を検討し、高齢者が過度に自家用車に依存することなく生活できる環境の整備や外出機会の創出を目指した。 | 高齢者 | <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人まごころ(R2～R5) ・マルセタクシー(R2～R5) ・社会福祉協議会(R2～R4) | 令和2年度はコロナ禍で実施できず。令和3年度は令和4年3月のみ実施。令和4年度は7月から実証実験開始。道東地区はスーパー等の買い物のための移動支援を16回、東明地区は講座等への参加のための移動支援を4回行うことができた。 | ほぼ同じ方のリピート利用となった地区もあり、周知方法の仕方を再考し、多くの方が利用できるようにしていく。 地域の協力を得ながら、住民主体型の支援となるよう働きかけていく必要がある。 | 高齢者福祉課地域支援係 |